

**令和8年度離島・へき地診療所遠隔医療実証事業業務委託
企画提案公募要項**

沖縄県では、以下の事業の企画提案を公募しますので、受託を希望される事業者は、本要項に従って企画提案書を提出してください。

1 委託事業名

令和8年度離島・へき地診療所遠隔医療実証事業

2 企画提案公募の趣旨

本事業は、離島・へき地診療所における医師の負担及び専門診療科を含めた医療提供体制の確保を図るため、オンライン診療を含む遠隔医療の活用を図ることを目的とし、離島・へき地診療所での遠隔医療の実装化を目指して、オンライン診療（DtoP）及び遠隔医療支援（DtoD）に関する実証事業を実施するとともに、その効果の検証及び実装化に向けた課題の整理等を行うものである。

受託者の選定にあたっては、遠隔医療体制の構築や調整能力等に関する提案内容を審査し、最適な事業者を選定するものとする。

3 契約期間

契約締結の日（令和8年5月頃を想定）から令和9年3月31日まで

4 提案上限額

提案上限額は、**29,337千円以内**（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

※当該金額は、企画提案のために設定する金額であり実際の契約金額とは異なる。

5 委託業務内容

別紙「令和8年度離島・へき地診療所遠隔医療実証事業業務委託企画提案仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおりとする。

6 参加資格

次に掲げる要件を満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- (1) コンソーシアムの場合は、構成員の1社以上が(2)～(4)の要件を満たすこと。また、構成する全ての事業者が(5)～(9)の要件を満たすこと。
- (2) 遠隔医療に関する実証・実装化に対する自治体等への支援及びこれに関連する調査、情報整理、分析、会議運営等に一定の経験・スキル等を有する統括担当者を1人以上配置するとともに、その他必要な人員を2人以上配置し、業務を遂行する上で必要な体制を整えていること。
- (3) コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの中に管理法人を置くものとする。
 - ア 管理法人は、本業務の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とする。
 - イ 管理法人は、以下の要件を満たすことを必須とする。

- (ア) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- (イ) 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
- (ウ) 委託契約後においても、コンソーシアムを代表して事業評価等に責任を持って対応することができること。
- (4) 以下の要件のいずれかを満たし、一切の事務手続きを行う事務局を用意できること。
- ア 地方公共団体の出資又は拠出に係る法人
- イ 民法（明治29年法律第89号）第33条第2項の規定に基づき設立された法人
- ウ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (5) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (6) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第6条に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の規定に該当しないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (注)：地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- (8) 補助金適正化法及び沖縄県財務規則による制約が課せられ、この様式による事務が要求され、責任義務等が生じる旨を了承できること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

7 スケジュール

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 企画提案公募開始 | 令和8年4月24日（金） |
| (2) 事前説明会 | 令和8年4月30日（木）13時30分 ※オンライン |
| (3) 質問締切 | 令和8年5月1日（金）17時00分 |
| (4) 質問への回答 | 令和8年5月8日（金） |
| (5) 応募書類提出締切 | 令和8年5月14日（木）17時00分（提出期限厳守） |
| (6) 審査委員会 | 令和8年5月21日（木）午前 ※時間調整中 |
| (7) 委託先決定 | 令和8年5月下旬 |
| (8) 委託契約 | 令和8年5月下旬 |

8 応募書類

- (1) 提出書類
- 企画提案応募に際しては、次に掲げる書類を作成し、正本1部、副本7部（合計8部）を提出しなければならない。
- ※副本は、正本のコピーも可とする。

<応募書類一覧表>

	書類名	様式等
企画提案書類	<input type="checkbox"/> 企画提案応募申請書	別紙様式1
	<input type="checkbox"/> 企画書	任意（ページ数自由）
	<input type="checkbox"/> 業務全体のフローチャート	任意
	<input type="checkbox"/> 業務実施計画（スケジュール）	任意
	<input type="checkbox"/> 業務遂行体制図	任意
	<input type="checkbox"/> その他ポンチ絵	任意
	<input type="checkbox"/> 積算書	別紙様式3 別紙記載例参照
添付書類	<input type="checkbox"/> 会社等概要	任意
	<input type="checkbox"/> 会社等の業務実績	任意
	<input type="checkbox"/> 納税証明書	公的機関の発行する証明書
	<input type="checkbox"/> 誓約書	別紙様式2
	<input type="checkbox"/> コンソーシアム協定書	任意

(2) 企画提案書類の仕様

ア 企画提案書類の様式はA4縦使い（色摺り可）を基本とし、必要に応じてA4横使いも可とする。なお、記載に当たっては、理解を容易にするために、ポンチ絵、イラスト・イメージ図等を使用してもよい。

イ 表紙・目次を除いて通し番号を付すこと。

ウ 市販のA4版2穴ファイルに編綴すること。

エ 企画書等の内容

別紙、仕様書の内容を踏まえて以下の事項について記載すること。

(ア) 基本的な考え方

本事業を実施するにあたっての基本的な考え方について記述すること。

(イ) 提案する業務内容及びその実施方法（提案は1案に限る）

(ウ) 業務全体のフローチャート

(エ) 業務実施計画（スケジュール）

(オ) 業務遂行体制

業務の総括責任者及び主担当者（県との連絡調整担当者）並びに企画提案仕様書「4 委託業務の内容」に示す各項目の担当者を示すこと。

(カ) 積算書

各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記して提出する。「4 提案上限額」に示した限度額を超える見積もりは無効とする。

(3) 添付書類（企画提案書類と同時に提出）

ア 形式は、市販のA4版2穴ファイルに編綴すること。上記(2)企画提案書類とは別冊にすること。

イ 様式は自由。ただし、書類の表紙は編綴した資料の一覧表とすること。

ウ 内容は以下のとおりとすること。なお、コンソーシアムの場合、(ア)から(エ)については

構成員毎に作成すること。

(ア) 会社等概要

会社等名称、設立年月日、資本金、年商（過去5年間）、業務内容、組織図等が分かるものとする。

(イ) 会社等の業務実績

業務実績に係る事業主体（発注元）名、事業名と業務概要（実施時期、当該事業の内容等成果）について記述すること。

(ウ) 納税証明書

所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないことを証する書類を提出すること。

(エ) 誓約書

別紙様式2に記名押印の上、提出すること。

(オ) コンソーシアム協定書（コンソーシアムの場合に限る）

目的、名称、構成員の住所及び名称、コンソーシアムの代表者、代表者の権限、構成員の連帯責任、取引金融機関、瑕疵担保責任、協議事項等が分かるものとする。

9 応募書類の提出

(1) 提出期限 令和8年5月14日（木）17時00分（提出期限厳守）

(2) 提出場所 沖縄県保健医療介護部医療政策課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁4階）

電話番号：098-866-2111 FAX番号：098-866-2714

(3) 提出方法 持参もしくは郵送により提出すること。

※郵送の場合は、書留郵便とすること。※切期日必着とする。

10 事前説明会

(1) 開催日時 令和8年4月30日（木）13時30分～ ※オンラインのみ

(2) 実施方法 オンライン（「Zoom Workplace」を使用予定）

(3) 参加申込 事前説明会への参加を希望する場合は、次のとおり申し込むこと。

ア 提出書類：事前説明会参加申込書【様式4】

イ 申込期限：令和8年4月28日（火）17時まで

ウ 申込方法：メールにより受け付ける。

※ 申込メールは、医療政策課代表メールあて提出すること。

aa090603@pref.okinawa.lg.jp ※1は小文字エル

※ メールの件名は「【事前説明会】令和8年度離島・へき地診療所遠隔医療実証事業業務委託」とすること。

※ 申込のあった事業者には、メールでZOOMミーティングのURLを連絡する。

11 企画提案公募に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期間 公募掲載日から令和8年5月1日（金）17時まで

- (2) 受付方法 質問書【様式5】により、担当者名・電話番号記載のうえ、医療政策課代表メールあて提出すること。また、メールの件名は「【質問書】令和8年度離島・へき地診療所遠隔医療実証事業業務委託」とすること。

aa090603@pref.okinawa.lg.jp ※1は小文字エル

- (3) 回答 令和8年5月8日（金）までに回答を予定。質問及び回答はWeb上で公表するほか、質問者あてに電子メールで回答する。ただし、簡易な質問等については、電話等により回答することがある。

12 委託先候補者の選定と契約

(1) 応募書類（企画提案）の審査

審査は、事務局による予備審査と審査委員会による本審査を行う。予備審査は、書類審査として各企画提案者の企画提案書等について、不備等の欠格要件がないか審査を行う。本審査は、予備審査を通過した企画提案者によるプレゼンテーションを実施するものとし、本県に設置する令和8年度離島・へき地診療所遠隔医療実証事業業務委託業者選定に係る審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において審査し、総合評価により提案者の順位付けを行い、最も優れた企画提案者を第一入選者として選定する。

(2) 審査委員会（プレゼンテーション審査）

令和8年5月21日（木）午前を予定。

プレゼンテーション審査を行う場合には、令和8年5月15日（金）までに沖縄県から企画提案者に時間帯や場所を通知する。なお、企画提案者の希望があり、かつ沖縄県が認めた場合は、オンラインによるプレゼンテーションも可能とする。

(3) 企画書等の評価基準

ア 企画書の内容の評価

- (ア) 業務目的の理解度：本業務の目的を理解し的確に把握しているか。
- (イ) 提案内容の構成：提案内容の構成が体系的にしっかりしているか。
- (ウ) 提案内容の優良性：提案内容は明瞭性、具体性、有効性を伴っているか。
- (エ) 実施計画の妥当性：全体フローチャート、全体実施計画、実施手順・手法、積算書は妥当であるか。

イ 業務遂行体制・業務実績の評価

- (ア) 業務遂行体制は適切なものになっているか。
- (イ) 事業実績は充分か。

(4) 結果の通知

審査結果については、令和8年5月下旬に、沖縄県から企画提案者に書面及び電子メールにて通知する。

(5) 委託契約

本業務に係る委託契約は、原則として第一位入選者と委託契約するが、採択条件として提案書における事業計画や事業実施体制、積算等の見直しを求め協議を行うことがある。委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議のうえ契約できるものとする。なお、提出のあったいずれの企画提案内容も妥当ではないと判断した場合は、再公募することがある。

13 その他（留意事項等）

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費、審査委員会に参加する経費等、企画提案に要する経費は、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 企画内容については、受託業者を決定するためのものであり、そのとおりに実施するものではなく、受託業者の企画書等を基にして、実施段階において予算や諸事情を勘案し、県との協議により実施内容を決定することになる。
- (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。
- (6) 当該委託業務は再委託が制限されている。別紙仕様書を確認すること。
- (7) 法人については、複数の営業所等がこの手続に参加することはできない。
- (8) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて、応募書類が提出された場合
 - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③ 本要項に違反すると認められる場合
 - ④ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - ⑤ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (9) 業務を行う上で知り得た一切の情報等（個人情報や企業情報含む）について、関係法令に則り適正に取り扱い、秘密の保持に留意し、漏洩防止の責任を負うこと。
- (10) 書類作成に当たり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。外貨を日本円に換算する場合は、原則として、日本銀行の公表する報告省令レートをを用いるものとする。
- (11) 事業完了後に会計検査等への対応が生じた場合には、県と連携して対応できる体制を整えること。
- (12) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県と受託者とで別途協議して決めることとする。

14 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁4階
沖縄県保健医療介護部医療政策課 担当：山城
電話：098-866-2111 F A X：098-866-2714
E-mail：aa090603@pref.okinawa.lg.jp ※1は小文字エル